

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

令和 3 年 2 月 26 日

株式会社MC J

株式交換に係る事前開示事項

令和3年2月26日

埼玉県春日部市緑町六丁目14番53号
株 式 会 社 M C J
代 表 取 締 役 高 島 勇 二

株式会社MC J（以下「当社」）は、令和3年3月19日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である株式会社ユニットコム（以下「ユニットコム」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条1項4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により、株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はありません。

以上

(別紙1)

株式交換契約書の写し

株 式 交 換 契 約 書

令和 3 年 2 月 25 日

株 式 会 社 M C J

株 式 会 社 ユ ニ ッ ト コ ム

株式交換契約書

株式会社MC J（以下「甲」という。）及び株式会社ユニットコム（以下「乙」という。）は、次のとおりの株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、別紙「1. 当事者の商号及び住所」のとおりである。

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、別紙「2. 本株式交換に際しての交付株式等」のとおり甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、別紙「2. 本株式交換に際しての交付株式等」のとおり甲の普通株式を割り当てる。なお、割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。
3. 甲は、本件株式交換に際して交付する甲の普通株式について、その保有する自己株式を交付することができるものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、別紙「3. 甲の資本金及び準備金の額に関する事項」のとおりとする。

第5条（効力発生日）

本件株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、別紙「4. 効力発生日」のとおりする。但し、本株式交換の手の続の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行うものとする。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行うものとする。

第 7 条（自己株式の消却）

乙は、乙が基準時において保有する自己株式（本件株式交換に際して、会社法第 785 条第 1 項に基づき行使される反対株主の株式買取請求により、乙が取得する自己株式を含む。）の全てを、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時の直前の時点をもって消却するものとする。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産管理を行い、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行うものとする。

第 9 条（本契約の変更等）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本件株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本件株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、以下各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合、その効力を失う。

- （1）甲において、会社法施行規則第 197 条に定める数の株式を有する株主により、会社法第 796 条第 3 項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに第 6 条第 1 項但書に定める株主総会の承認が得られなかったとき
- （2）国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかったとき
- （3）第 9 条に基づき本件株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたとき

第 11 条（管轄裁判所）

本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議）

本契約に定めのない事項及び各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙相互に誠実に協議して解決に努めるものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 25 日

甲：埼玉県春日部市緑町六丁目 14 番 53 号
株式会社MC J
代表取締役 高島 勇二

乙：大阪市浪速区日本橋 4 丁目 16 番 1 号
株式会社ユニットコム
代表取締役 端田 泰三

別紙

1. 当事者の称号及び住所

甲	商号：株式会社MC J
	住所：埼玉県春日部市緑町六丁目 14 番 53 号
乙	商号：株式会社ユニットコム
	住所：大阪市浪速区日本橋 4 丁目 16 番 1 号

2. 本株式交換に際しての交付株式等

甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1,481 株の割合をもって割り当てる。なお、割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従ってこれを処理する。

3. 甲の資本金及び準備金の額に関する事項

- (1) 資本金 金 0 円
- (2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 利益準備金 金 0 円

4. 効力発生日

令和 3 年 3 月 19 日

以上

(別紙 2)

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当の内容及び算定根拠等

(1) 本株式交換に係る割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ユニットコム (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当の内容	1	1,481
本株式交換により交付する株式数	普通株式：1,481 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

ユニットコムの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1,481 株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するユニットコムの普通株式 5,326 株については本株式交換による割当ては行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、効力発生時の直前のユニットコムの株主（ただし当社は除く）に対し、当社普通株式 1,481 株を割当てる予定ですが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株の発行は行いません。

(注 3) ユニットコムは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するユニットコムの取締役会決議により、ユニットコムが保有する自己株式及び効力発生時の直前までにユニットコムが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む）の全部を消却する予定です。

(2) 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠等

株式交換比率の算定にあたっては、独立した第三者算定機関にその根拠となる株式評価を依頼いたしました。

当社は上場会社であるため、当社の株式価値については、市場株価方式により 1 株当たり 971 円といたしました。ユニットコムの株式価値については、非上場会社であるため、インカムアプローチによる DCF 方式及びネットアセット・アプローチによる簿価純資産方式を採用し、1 株当たり 1,438,929 円といたしました。

なお、株式交換比率の算定の前提として、当社及びユニットコムが大幅な増減益になることや、資産・負債の金額が直近の財務諸表に比して大きく異なること等は想定しておりません。

2. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社の普通株式は、東京証券取引所市場第二部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降、市場における取引機会が確保されていること、また、ユニットコム株主は、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を受け取るにより、本株式交換による統合効果を享受することが可能であることを考慮し、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の規定に従って当社が決定いたします。

4. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

前記 1. (2)「本株式交換に係る割当の内容の算定根拠等」に記載のとおり、本株式交換における株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場株価方式により、また、非上場会社であるユニットコムの株式価値についてはインカムアプローチによる DCF 方式及びネットアセット・アプローチによる簿価純資産方式に基づき算定したうえで、当該評価結果に基づいて両社間で慎重に協議し、決定いたしました。

(別紙3)

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

第 30 期

〔 自 平成31年 4月 1日
至 令和2年 3月31日 〕

計 算 書 類

株式会社ユニットコム

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,236,647	流 動 負 債	6,171,096
現金及び預金	1,784,501	買掛金	2,574,452
受取手形	1,938	短期借入金	500,000
売掛金	2,554,853	一年以内返済予定の長期借入金	670,860
商品及び製品	4,785,609	リース債務	17,830
仕掛品	59,156	未払金	529,966
原材料及び貯蔵品	1,618,168	未払費用	231,104
前渡金	200	未払法人税	857,783
前払費用	139,211	未払消費税等	288,572
未収入金	109,844	前受金	198,963
その他	184,851	前受収益	6,914
貸倒引当金	△1,687	預り金	76,880
固 定 資 産	3,436,116	賞与引当金	99,888
有 形 固 定 資 産	1,669,092	商品保証引当金	69,856
建物	938,033	ポイント値引引当金	48,022
構築物	23,711	固 定 負 債	2,232,421
機械装置	16,946	長期借入金	1,637,366
車輛運搬具	2,579	長期未払金	9,813
工具、器具及び備品	49,580	リース債務	144,548
土地	531,362	保証預り金	136,053
リース資産	84,152	退職給付引当金	304,640
建設仮勘定	22,727		
無 形 固 定 資 産	767,136		
ソフトウェア仮勘定	32,276		
借地権	48,265		
商標権	236		
ソフトウェア	243,345		
電話加入権	5,774		
のれん	437,239		
投 資 そ の 他 の 資 産	999,887	負 債 合 計	8,403,517
関係会社株式	5,000	純 資 産 の 部	
長期貸付金	35,744	株 主 資 本	6,269,246
破産更生債権等	2,990	資本金	98,000
長期前払費用	18,626	資本剰余金	1,347,630
差入保証金	579,825	資本準備金	695,315
建設協力金	79,372	その他資本剰余金	652,315
繰延税金資産	316,457	利益剰余金	4,823,616
その他	14,354	その他利益剰余金	4,823,616
貸倒引当金	△52,484		
資 産 合 計	14,672,764	純 資 産 合 計	6,269,246
		負債及び純資産合計	14,672,764

損 益 計 算 書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		41,439,227
売 上 原 価		31,709,521
売 上 総 利 益		9,729,706
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,704,953
営 業 利 益		3,024,752
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,333	
為 替 差 益	13,804	
受 取 手 数 料	27,611	
そ の 他	53,821	96,570
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,932	
そ の 他	20,345	32,277
経 常 利 益		3,089,045
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,530	
賃 貸 契 約 解 約 損	7,367	
減 損 損 失	32,883	
事 務 所 移 転 費 用	7,819	
災 害 に よ る 損 失	578,760	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	28	628,389
税 引 前 当 期 純 利 益		2,460,655
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	965,686	
法 人 税 等 調 整 額	△76,509	889,176
当 期 純 利 益		1,571,479

株主資本等変動計算書

(自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	株主 資本 合計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金		
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	98,000	695,315	652,315	1,347,630	3,252,137	4,697,767	4,697,767
当期純利益					1,571,479	1,571,479	1,571,479
当 期 変 動 額 合 計					1,571,479	1,571,479	1,571,479
当期末残高	98,000	695,315	652,315	1,347,630	4,823,616	6,269,246	6,269,246

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ : 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品及び製品 : 移動平均法による原価法に基づく低価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
不動産については個別法による原価法
- 仕掛品 : 移動平均法による原価法に基づく低価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 貯蔵品 : 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

- 有形固定資産（リース資産を除く） : 建物（建物附属設備は除く） 定額法
その他 定率法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物（建物附属設備は除く）・・・3～46 年
その他・・・2～50 年

- 無形固定資産（リース資産を除く） : ソフトウェア（自社利用）
社内における利用可能期間（5年）による定額法

- のれん : 20 年間の定額法により償却しております。

- リース資産 : 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- 長期前払費用 : 均等償却をしております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 : 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 商品保証引当金 : 商品販売後の無償修理の支出に備えるため、保証期間内の修理費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。
- ④ 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。
- ⑤ ポイント値引引当金 : ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来の売上値引見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法 : 金利スワップ取引・・・特例処理
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段 金利スワップ取引
ヘッジ対象 借入金利息
 - ③ ヘッジ方針 : 借入金利息に係る金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行なっております。なお、投機目的のデリバティブ取引は行なわない方針であります。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法 : 金利スワップについては特例処理によっているため有効性の評価を省略しております。
- (3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,735,414 千円
(2) 保証債務	
次の会社の借入金等に対し保証を行っております。	
株式会社アーク	8,770 千円
フリーウェイ株式会社	20,000 千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	275,152 千円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	1,827,644 千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	334,658 千円
仕入高	14,193,845 千円
販売費及び一般管理費	90,381 千円
営業取引以外の取引	9,450 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	普通株式	5,327 株
(2) 自己株式の種類および株式数		
該当事項はありません。		

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳	
(繰延税金資産)	
賞与引当金	34,561 千円
商品保証引当金	24,170 千円
退職給付引当金	105,405 千円
ポイント値引引当金	16,615 千円
貸倒引当金	18,353 千円
減損損失	60,069 千円
資産除去債務	56,842 千円
未払事業税	76,405 千円
その他	45,828 千円
繰延税金資産小計	438,253 千円
評価性引当額	△121,795 千円
繰延税金資産合計	316,457 千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却費累計額相当額	期末残高相当額
リ ー ス 資 産	84,474 千円	69,339 千円	15,134 千円
合 計	84,474 千円	69,339 千円	15,134 千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	4,844 千円
1 年超	13,214 千円
合 計	18,058 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	4,800 千円
減価償却費相当額	4,223 千円
支払利息相当額	255 千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、差入保証金に係る債権者の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金 (注) 1	1,784,501	1,784,501	—
(2) 受取手形 (注) 1	1,938	1,938	—
(3) 売掛金 (注) 1	2,554,853	2,554,853	—
(4) 差入保証金 (注) 2	744,111	415,206	△252,284
(5) 買掛金 (注) 1	(2,574,452)	(2,574,452)	—
(6) 短期借入金 (注) 1	(500,000)	(500,000)	—
(7) 長期借入金 (注) 3	(2,308,226)	(2,308,145)	△80

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. (1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(5)買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. (4)差入保証金

差入保証金のうち、店舗施設等の賃借の際に支払った敷金の時価については、将来の回収可能額からリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しております。また、その他の差入保証金の時価については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. (7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の数の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社MCJ	埼玉県春日部市	3,868,102	グループ会社の統括及び運営	被所有99%	役員の兼任	資金の借入(注)1	500,000	短期借入金	500,000
							資金の返済	500,000	—	—
							利息の支払(注)1	164	前払利息	102

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の数の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社アーキ	東京都千代田区	10,000	パソコン及び周辺機器の販売	所有 100%	—	資金の貸付(注)1	2,045,000	短期貸付金	170,000
							資金の返済	2,035,000		
							利息の受取(注)1	1,276	前受利息	104

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の数の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	株式会社マウスコンピューター	東京都中央区	100,000	パソコン及び周辺機器の開発、製造及び販売	—	—	商品の購入(注)1	4,661,908	買掛金	586,767
親会社の子会社	株式会社アユート	東京都文京区	70,000	パソコン及び周辺機器の卸売・販売事業	—	—	商品の購入(注)1	2,795,015	買掛金	163,254
親会社の子会社	テックウインド株式会社	東京都文京区	499,800	パソコン及び周辺機器の卸売・販売事業	—	—	商品の購入(注)1	6,724,698	買掛金	543,794

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,176,881円32銭

1株当たり当期純利益

295,002円63銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(1) 退職給付関係

- ① 採用している退職給付制度の概要
 当社は退職一時金制度を採用しております。
- ② 退職給付債務に関する事項

項 目	金 額 (千円)
期首における退職給付債務	291,218
勤務費用	18,315
利息費用	2,912
数理計算上の際の当期発生額	△4,572
退職給付の支払額	△6,115
期末における退職給付債務	301,759

③ 退職給付費用に関する事項

項 目	金 額 (千円)
勤務費用	18,315
利息費用	2,912
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△22
確定給付制度に係る退職給付費用	21,205

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した主な資産

主な用途	種 類	場 所
店舗	建物、その他	福岡県久留米市
店舗	建物、その他	大阪府大阪市
賃貸不動産	建物、その他	東京都千代田区

② 減損損失の認識に至った経緯

当社は、管理会計上の区分を基準に物件・店舗毎に資産のグルーピングを行っております。当期、営業活動による損益が継続してマイナスである店舗等及び移転の確定している店舗について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の金額

種 類	金 額 (千円)
建 物	24,491
差 入 保 証 金	1,806
の れ ん	5,920
長 期 前 払 費 用	487
工 具 、 器 具 及 び 備 品	176
計	32,883

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとにグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。